

1 障がい福祉計画について

「障害者総合支援法」の規定に基づき、令和6年度から3か年を1期として障害福祉サービスの提供体制の確保その他同法に基づく業務の円滑な実施について定める「市町村障害福祉計画」であり、「児童福祉法」の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」と一体のものとして策定。

2 素案からの主な変更点について

- 障がい者福祉専門分科会（R5.12.20開催）における意見等を踏まえた、素案からの主な変更点

① 本市における新たな取組を記載（計画案30～31ページ）

「国の基本指針において新たに設定された成果目標の項目に対して、市が設定した目標値」、
「国の基本指針において設定された成果目標の項目に対して、市が独自に設定した目標値」
を整理し、本市における「新たな取組」を記載

② 令和6年度から設置する「基幹相談支援センター」の相談支援体制図を追加

（計画案40ページ）

基幹相談支援センターと相談支援事業所等の役割分担を図示

③ 医療的ケア児へのコーディネーター配置人数の見込量変更（計画案62ページ）

現状、障がい者支援課に1名、あおもり親子はぐくみプラザに2名、コーディネーターを配置しており、今後更なる支援体制の充実や継続的な支援を図るため、両課に複数名の配置が望ましいとの意見を踏まえ、見込量を変更

（専門分科会からの意見）

【変更前】

項目	単位	第6期計画実績			第7期計画見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	2	3	3	3	3

【変更後】

項目	単位	第6期計画実績			第7期計画見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	2	3	4	4	4

④ 自発的活動支援事業の追加（計画案64ページ）

計画期間内に、新たに実施を目指す事業として追加

【計画記載内容】

（2）自発的活動支援事業【新たな取組】

◆サービス内容

障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある方やその家族、地域住民等による地域における自発的な活動を支援する事業です。

（ピアサポート、災害対策、孤立防止、社会活動、ボランティアなどの活動支援）

◆見込量に関する考え方

主な障がい種別の団体（青森市身体障害者福祉連合会、青森市手をつなぐ育成会、青森市精神保健家族会）と連携し、更なる活動内容の充実について検討します。

◆利用見込量

計画期間内の実施を目指します。

◆見込量の確保の考え方

各団体が実施する自発的な活動について支援します。

【参考】

（1）事業概要

国の地域生活支援事業実施要綱により、平成25年度から市町村の必須事業として、障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある方やその家族、地域住民等による地域における自発的な活動を支援する事業。

（2）他中核市の実施状況（令和5年12月、61中核市に照会）

実施 48市

未実施 13市